

〈平成25年度補正〉  
**住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金  
(HEMS機器導入支援事業)**

**申請の手引き【交付申請】**

平成26年6月  
Ver.1.3

本書は、平成25年度補正 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)(以下、「本事業」という。)の交付申請に必要な書類及び書類の提出について説明しています。

※申請にあたっては、補助要件などの制度詳細について『平成25年度補正 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)応募要領』(以下、「応募要領」という。)や『申請の手引き【事業の流れ】』をよくご確認ください。

## ◆ 交付申請書類一覧(もくじ)

交付申請を行うには、以下の書類の提出が必要です。

各書類の記入方法や解説はそれぞれのページをご確認ください。

(補助事業の完了報告(以下、「完了報告」という。)に必要な書類は、「申請の手引き【完了報告】」をご参照ください。)

### 申請者(申請代行者)の記入が必要な書類

様式1(交付): 補助金交付申請書

P.3

様式2(交付): 交付申請に関する同意書

P.5

### 申請者が用意する書類

様式3: 申請者本人確認書類

P.8

様式4: 補助対象機器見積書

P.9

### 交付申請書類の提出

P.11

# 申請者(申請代行者)の 記入が必要な書類

様式1(交付): 補助金交付申請書

- 【入手方法】 ◆ SIIのホームページよりフォーマットをダウンロードしてください。
- 【注意事項】 ◆ **原本を提出**してください。コピーでは申請できません。  
(日本工業規格A4の用紙に縦位置で出力したものを使用してください。)
- ◆ SIIが定めるフォーマット以外では申請できません。

<b>交付申請用 HEMS</b> 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿		SII 使用欄	管理番号 事務局使用欄のため、 記入しないでください。	様式1 (交付)
<b>住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)</b> (太枠内は必須項目です)				
<b>補助金交付申請書</b>				
記入日 1 平成 26 年 4 月 1 日				
平成25年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)」交付規程第4条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。				
●申請者情報				
申請者氏名	フリガナ 申請 太郎 氏 名	携帯番号 ( xxx ) XXXX - XXXX	H E M S S	
	フリガナ トウキョウト チュウオウク キンサ 〒 100 - XXXX	電話番号 ( XX ) XXXX - XXXX		
申請者住所 (書類送付先住所)	東京都 中央 区 銀座11-22-33 (〒 100 - XXXX)			
HEMS機器を設置する住宅について該当するものにチェックしてください <input type="checkbox"/> 新築・戸建住宅 <input type="checkbox"/> 既築・戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 新築・集合住宅 <input type="checkbox"/> 既築・集合住宅				
HEMS機器設置場所 (設置予定場所)	HEMS機器設置予定場所の住所が、上記の申請者住所と異なる場合のみご記入ください フリガナ 都 道 府 県 市 区 町 村 マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)			
●申請代行者情報				
申請の代行を第三者に依頼した場合のみご記入ください(担当者氏名・担当者連絡先は漏れなくご記入ください)				
事業者名	フリガナ	支店名 部署名	フリガナ	
担当者氏名	フリガナ	担当者 連絡先	( ) -	
●設置予定機器情報				
製品メーカー名	株式会社 環境共創へムス			
HEMS機器型番	HEMS-25			
※SIIのホームページに掲載されている型番をご記入ください。				
●申請金額				
補助対象費用[A] (税抜)	1 1 5 0 0 0 円 (税抜)			
※HEMS機器(本体機器及び計測装置)の購入予定金額をご記入ください。 上記以外の周辺機器や工事費等は補助対象外です。 詳細な補助対象範囲については応募要領をご確認ください。				
補助率[B]	1 / 3			
補助申請金額 [A × B]	3 8 , 0 0 0 円			
※百円単位以下を切り捨てた金額をご記入ください。 上限金額(7万円)を超える金額になる場合は、7万円とご記入ください。 下限金額(1万円)を下回る金額になる場合は、申請を受け付けることができません。				
完了報告予定日	平成 26 年 5 月 24 日 頃			
※完了報告の締切は平成26年12月20日(土)(必着)です。HEMS機器設置・支払いが完了しましたら速やかに完了報告を行ってください。				
<b>＜交付申請の締切は平成26年9月30日(火)(必着)です＞</b> ※ただし交付期間内であっても申請の合計額が予算額に達した場合は、申請の受付を終了します。				
申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。				
※原則的に提出があった申請書類は返却いたしません。 書類に不備があった場合も、不備内容を記載した通知のみ発送し、提出書類は返却いたしませんのでご注意ください。				
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。 ※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)は、経済産業省が定めた「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱」第4条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しよとする方に交付するものです。				

## 【記入する上での注意】

- 間違いや虚偽の無いようにもれなく記入してください。
- 必ず黒のボールペン(消せないもの)で記入してください。
- 青色の実線部分は必須項目です。点線部分は該当する場合のみ記入してください。

### 1 この申請書を作成した日を記入

## 【申請者情報】

### 2 申請者の氏名及び電話番号を記入

- 「様式3:申請者本人確認書類」(⇒P.8)に記載されている申請者氏名と同一であることを確認してください。
- 電話番号は、携帯電話／固定電話のいずれかの記入で構いません。

### 3 申請者の住所を記入

- 省略せずに記入してください。共同住宅の場合は、建物名・部屋番号まで必ず記入してください。
- 通知物の送付先となります。

### 4 SIIが定める補助対象基準を満たしていることが認められ、予め指定されたHEMS機器(以下、「補助対象機器」という。)を設置する予定の住宅の種別について、該当するものにチェック

### 5 ≪3の住所と異なる場合のみ記入≫補助対象機器を設置する予定の住宅の住所を記入

- 省略せずに記入してください。共同住宅の場合は、建物名・部屋番号まで必ず記入してください。

## 【申請代行者情報】※申請代行を利用しない場合は記入不要です。

### 6 申請代行者が所属する事業者名及び支店名・部署名を記入

- 申請代行者が個人の場合は、記入不要です。
- 支店名・部署名がない場合は、[支店名 部署名]欄は記入不要です。

### 7 申請代行者の氏名及び連絡先となる電話番号を記入

- 電話番号は、携帯電話／固定電話のどちらでも構いません。

## 【設置予定機器情報】

### 8 設置する予定の補助対象機器のメーカー名及び機器型番を記入

- SIIのホームページに記載されている型番を記入してください。

## 【申請金額】

### 9 補助対象機器(本体機器及び計測装置)の購入予定金額(税抜)を記入

- 「様式4:補助対象機器見積書」(⇒P.9)を参照し、記入してください。
- ※ 本体機器及び計測装置以外の周辺機器や工事費等は補助対象外です。  
詳細な補助対象範囲については「応募要領」や「申請の手引き【事業の流れ】」等をご確認ください。

### 10 9の金額に補助率1/3を乗じて算出された補助申請金額を記入

- ※ 100円単位以下を切り捨てた金額を記入してください。
- ※ 上限金額(70,000円)を超える場合は、「70,000円」と記入してください。
- ※ 算出した結果、下限金額(10,000円)を下回る場合は、申請できません。
- ※ なお、交付決定後に行う完了報告では、交付決定通知書に記載された補助申請予定額を上回ることはできません。

### 11 交付決定後、完了報告を行う予定日を記入

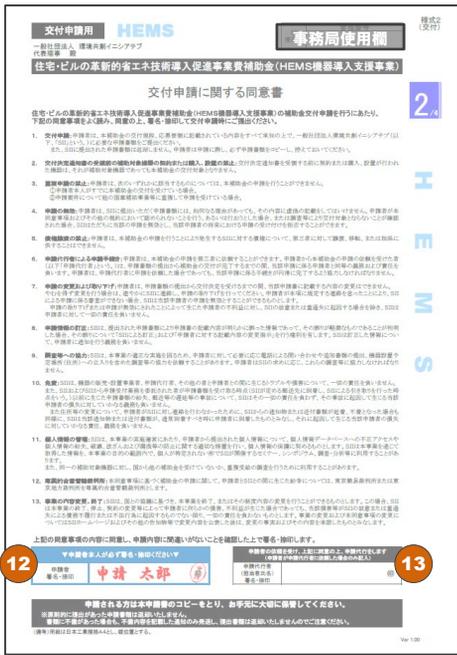
- ※ 完了報告予定日はできるだけ正確な日付を記入してください。予定日と実際の完了報告日が1ヶ月以上前後する場合は、必ず事前にSIIにご連絡ください。連絡がない場合は、完了報告を受け付けないことがあります。
- ※ 完了報告の締切は平成26年12月20日(土)(必着)です。  
補助対象機器の設置及び費用の支払いが完了しましたら速やかに完了報告を行ってください。

様式2(交付): 交付申請に関する同意書

- 【入手方法】 ◆ SIIのホームページよりフォーマットをダウンロードしてください。
- 【注意事項】 ◆ **原本を提出**してください。コピーでは申請できません。  
(日本工業規格A4の用紙に縦位置で出力したものを使用してください。)
- ◆ SIIが定めるフォーマット以外では申請できません。

【同意書に同意する上での注意】

- 本事業の交付申請に関する同意書です。  
内容をよく読み、**記載の同意事項に同意し、申請内容に間違いがないことを確認**した上で、申請者及び申請代行者が署名・捺印してください。
- **署名・捺印することで同意事項の内容に同意したものとみなします。**
- 12 申請者の氏名を**申請者本人が自署し、捺印**
  - 捺印は、実印でなくても構いません。
  - ※ 氏名は必ず自署してください。ゴム印などでは申請できません。
- 13 <<申請代行を利用する場合>>  
申請代行者の担当者氏名を**申請代行担当者本人が自署し、捺印**
  - 署名・捺印することで申請者の依頼を受け、同意事項の内容に同意した上で申請代行を行っているものとみなします。
  - 事業者名の記入は不要です。
  - 印は、担当者個人のものを捺印してください。また、実印でなくても構いません。
  - ※ 氏名は必ず自署してください。ゴム印などでは申請できません。



【同意事項 全文】

1. 交付申請

申請者は、本補助金の交付規程、応募要領に記載されている内容をすべて承知の上で、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)に必要な申請書類をご提出ください。  
また、SIIに提出された申請書類は返却しません。申請者は申請に際し、必ず申請書類をコピーし、控えておいてください。

2. 交付決定前の補助対象機器の契約または購入、設置の禁止

交付決定通知書を受領する前に契約または購入、設置が行われた機器は、それが補助対象機器であっても本補助金の交付対象となりません。

3. 重複申請の禁止

- 申請者は、次のいずれかに該当するものについては、本補助金の申請を行うことができません。
- ①申請者本人がすでに本補助金の交付を受けている場合。
  - ②申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請を受けている場合。

4. 申請の無効

申請者は、SIIに提出いただく申請書類には、如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記載をしてはいけません。  
申請者が本同意事項およびその他の規約において認められないことを行う、あるいは行おうとした場合、または調査等により交付対象とならないことが確認された場合、SIIはただちに当該の申請を無効とし、当該申請者の将来における申請の受け付けを拒否することができます。

5. 債権譲渡の禁止

申請者は、本補助金の申請を行うことにより発生するSIIに対する債権について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。

## 6. 申請代行者による申請手続き

申請者は、本補助金の申請を第三者に依頼することができます。申請者から本補助金の申請の依頼を受けた者(以下「申請代行者」という。))は、申請書類の提出から補助金の交付が完了するまでの間、当該申請に係る申請者と同等の義務および責任を負います。申請者は、申請代行者に申請を依頼した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。

## 7. 申請の変更および取り下げ

申請者は、申請書類の提出から交付決定を受けるまでの間、当該申請書に記載する内容の変更はできません。やむを得ず変更を行う場合は、速やかにSIIに連絡し、申請の取り下げを行ってください。申請者が本項に規定する連絡を怠ったことにより、SIIによる申請に係る審査ができない場合、SIIは当該申請者の申請を無効とすることができるものとします。

申請の取り下げまたは申請が無効にされたことによって生じた申請者の不利益に対し、SIIの故意または重過失に起因する場合を除き、SIIは申請者に対して一切の責任を負いません。

## 8. 申請情報の訂正

SIIは、提出された申請書類により申請書の記載内容が明らかに誤った情報であって、その誤りが軽微なものであることが判明した場合、その誤りについて「SIIによる訂正」および「申請者に対する記載内容の変更指示」を行う権利を有します。SIIは訂正した情報について、申請者に通知を行う義務を負いません。

## 9. 調査等への協力

SIIは、本事業の適正な実施を図るため、申請者に対して必要に応じ電話による問い合わせや追加書類の提出、機器設置予定場所(住所)への立入りを含めた調査等の協力を依頼することがあります。申請者はSIIの求めに応じ、これらの調査等に協力しなければなりません。

## 10. 免責

SIIは、機器の販売・設置事業者、申請代行者、その他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害について、一切の責任を負いません。

また、SIIおよびSIIから申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点(SIIが定める郵送先に到着し、SIIによる引き取りを行った時点をいう。)以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、SIIはその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負いません。

また住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知物または送付書類が延着、不着となった場合も同様に、SIIは当該通知物または送付書類が、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなし、それに起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる責任、義務を負いません。

## 11. 個人情報の管理

SIIは、本事業の実施運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の防止に関する適切な措置を行い、個人情報の保護に努めるものとします。SIIは本事業を通じて取得した情報を、本事業の目的の範囲内で、個人が特定されない形でSIIが開催するセミナー、シンポジウム、調査・分析等に利用することがあります。また、同一の補助対象機器に対し、国から他の補助金を受けていないか、重複受給の調査を行うために利用することがあります。

## 12. 専属的合意管轄裁判所

本同意事項に基づく補助金の申請に関して、申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 13. 事業の内容変更、終了

SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、またはその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害等がSIIの故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。事業の変更および本同意事項の変更についてはSIIホームページおよびその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承諾したものとみなします。

# 申請者が用意する書類

### 様式3: 申請者本人確認書類

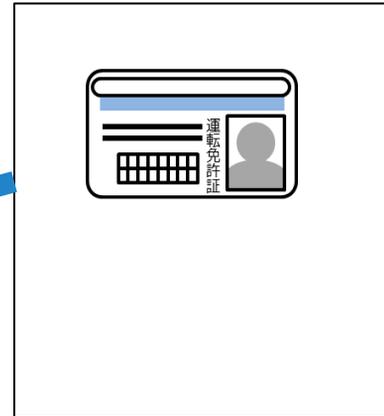
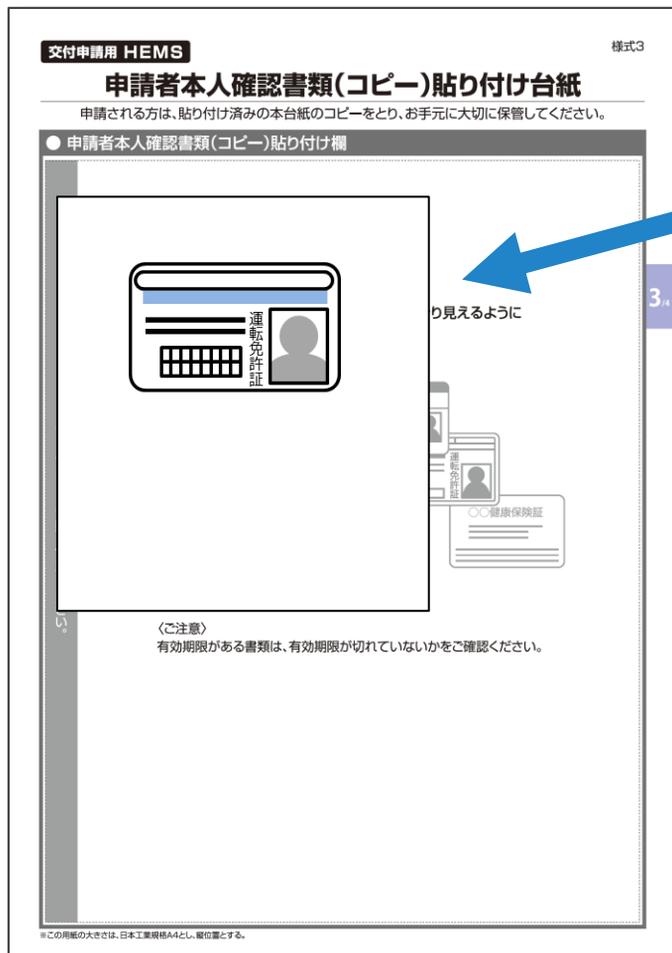
【有効な書類】 ◆ 申請者本人のものであることを確認できる以下の書類  
(いずれか1つを提出してください。)

- ① 運転免許証
- ② 健康保険証
- ③ 住民基本台帳カード
- ④ 日本国パスポート
- ⑤ 在留カード(外国人登録証明書)
- ⑥ 身体障害者手帳
- ⑦ 療育手帳
- ⑧ 精神障害者保健福祉手帳

【確認内容】 ◆ 申請者本人の氏名  
◆ 申請者本人の生年月日  
◆ 交付申請時点で有効期限内であること  
(有効期限の記載のない書類の場合は、「氏名」「生年月日」が確認できるもの)

【注意事項】 ◆ **指定の台紙にコピーを貼り、提出**してください。原本を提出されても返却できません。  
(コピーは、内容がはっきりと読みとれ、端が切れないようにとってください。)

【貼付イメージ】 ◆ 台紙はSIIのホームページよりダウンロードしてください。



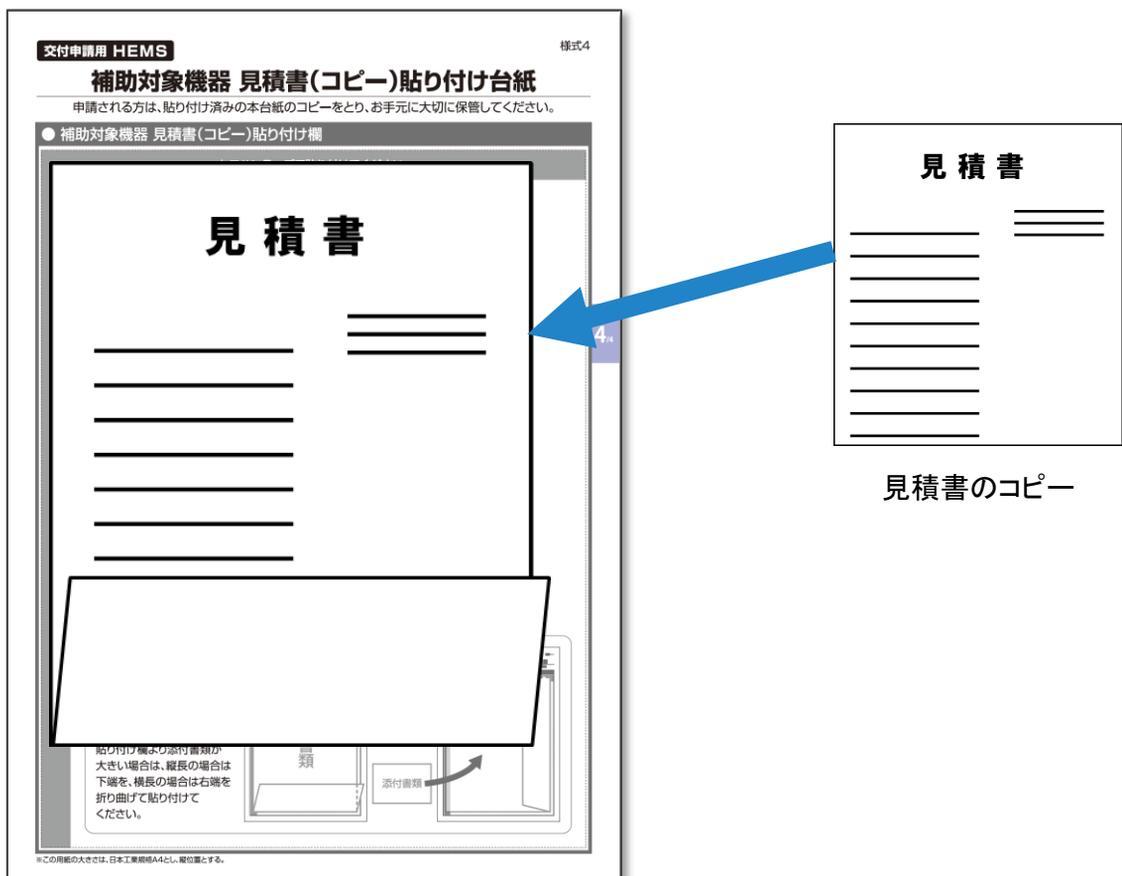
本人確認書類のコピー

## 様式4: 補助対象機器見積書

- 契約または購入を検討している補助対象機器の見積書です。

- 【確認内容】**
- ◆ 見積日
  - ◆ 見積金額
  - ◆ 見積発行者名・印
  - ◆ 見積明細(機器費、工事費などの明細が確認できること)
  - ◆ 見積依頼者名(申請者名)
  - ◆ 機器の型番
- 【注意事項】**
- ◆ **指定の台紙にコピーを貼り、提出**してください。原本を提出されても返却できません。(コピーは、内容がはっきりと読みとれるようにしてください。)

- 【貼付イメージ】**
- ◆ 台紙はSIIのホームページよりダウンロードしてください。
  - ◆ 縦長の添付書類は縦向きに、横長の添付書類は横向きに貼り付けてください。
  - ◆ 貼り付け欄より添付書類が大きい場合、縦長の添付書類は下端を、横長の添付書類は右端を折り曲げて貼り付けてください。



# 交付申請書類の提出

## ◆ 提出前の再確認

### 交付申請書類チェックリスト

交付申請書類を準備できたら、下記のチェックリストを活用し、すべての書類が揃っていることを再度ご確認ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	交付申請書類	詳細
申請者(申請代行者)の記入が必要な書類		
<input type="checkbox"/>	様式1(交付): 補助金交付申請書	P.3
<input type="checkbox"/>	様式2(交付): 交付申請に関する同意書	P.5
申請者が用意する書類		
<input type="checkbox"/>	様式3: 申請者本人確認書類	P.8
<input type="checkbox"/>	様式4: 補助対象機器見積書	P.9

### 提出に関する注意事項

- 申請内容が応募要領に従っていない場合や交付申請書類に重度の不備がある場合は、受理しません。(その場合、提出された交付申請書類をすべて申請者へ返却します。)
- 受理した交付申請書類は返却しません。  
審査及び利用状況の報告において、申請者に対しSIIより内容を確認する場合がありますので、**必ず交付申請書類一式をコピーし、保管**してください。
- SIIが求める場合を除き、交付申請書類の差し替えについて応じることはできません。
- 交付申請の締切は**平成26年9月30日(火)必着**です。  
ただし、申請の合計額が予算額に達した場合は、申請受付期間であっても申請の受付を終了します。

## ◆ 交付申請書類の提出

交付申請書類は、下記の宛先に郵送で提出してください。  
(下記郵送先への持参による提出では申請できません。)

### 郵送先

〒100-8691

**銀座郵便局 私書箱96号**

**一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)**

**住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金**

**(HEMS機器導入支援事業) 申請受付係**

(完了報告書類の郵送先も同じです。)

### 郵送する際の注意事項

- 交付申請書類は折り曲げ厳禁です。
- 送付する封筒には必ず差出人の住所・氏名を記入してください。  
また、表面に赤字で「申請書在中」と記入してください。
- 必ず郵便にて送付してください。メール便・宅配便等による送付はできません。
- 郵送料は申請者の負担となります。書類の量により郵送料が変わりますので、  
料金不足で不着とならないよう郵便窓口からの郵送をお勧めします。  
(2014年4月1日(火)より、郵便料金が変わりますのでご注意ください。)
- SIIから申請者に対し、交付申請書類を受け取った旨の連絡はしませんので、  
到着確認を行いたい場合は、配送状況や到着の確認ができる書留やレターパックなどをご利用ください。
- 申請代行等で複数の申請書類を提出する場合でも、1申請につき1封筒での提出としてください。

**SIIホームページ**

**<http://sii.or.jp/>**

**問い合わせ先**

**一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)  
審査第三グループ HEMS補助金申請担当**

**TEL: 03-5565-4961**

**(受付時間 = 平日 10:00~12:00 および 13:00~17:00)**

※ 通話料がかかりますのでご注意ください。